

避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル

第1 はじめに

平成23年に発生した東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じました。環境省は、これまでの大規模災害における動物救護活動の経験から、より合理的と考えられる飼い主の責任によるペットとの「同行避難」※を原則とすることとして、平成25年に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を示しています。

一方、平成28年に発生した熊本地震に関して、内閣官房副長官を座長とする「平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム」は、初動対応を検証した結果、避難所におけるペットの受入れについて「反省点や改善すべき事項」として整理し、下記のとおり報告しています。

今回の熊本地震では、避難所までのペット同行避難は行われていたものの、避難所内でのペットの取扱いが一つの課題となった。公衆衛生上の観点、近隣トラブルの観点などからは別居が必要となる一方、いまやペットは心の支えとなっており、ペットを切り離れた避難を考えることも難しい。今回、避難所内でペットをどこまで受け入れるかなどの取扱いが周知されておらず、対応に苦慮した例も見られた。

(平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート)

飼い主とペットの同行避難は、被災地に残された放浪動物による人への危害の防止、及び被災者の心のケアの面からも重要です。

この度、避難所等の設置主体である市町が「地域防災計画」及び「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」に基づき、避難所等におけるペットの受入れ態勢を整備する際の参考となるよう、当マニュアルを策定しました。当マニュアルをご活用いただき、各地域の実状に基づいたペット受入れの態勢整備について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、環境省は、避難所の受入れ態勢の不備等、熊本地震の教訓を生かし、2017年度にガイドラインを改定する方針としております。改定されたガイドラインに示される具体的な事例等、受入れ態勢の整備にあたり有用な事項については、随時このマニュアルに反映させることを申し添えます。

※同行避難：避難所までペットと一緒に安全に避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

第2 避難所でのペットの受入れ（平常時の対策）

【検討すること】

- ☐ 受け入れたペットを飼養する場所（ペットスペース）
- ☐ どの避難所にペットスペースが設置可能か
- ☐ ルールの作成
- ☐ 飼い主・住民への啓発・周知

（1）ペットスペースについて

- ・ 避難所には動物が苦手な人やアレルギーを持っている人も避難しており、また、鳴き声や臭い等でトラブルが発生することも懸念されることから、下記について考慮する。
 - 原則「人の居住場所」と「ペットスペース」は分ける
 - ペットを飼育していない避難者への配慮
（就寝スペースから離れた場所、動線が重ならない場所）
 - 直射日光、雨等をしのげる場所
 - 必要に応じて、犬や猫等、動物種に分けて場所を確保

（2）どの避難所にペットスペースが設置可能か

- ・ 広い敷地や複数の建物がある避難所（例：学校）では、上記要件を満たし、ペットの受入れも可能と考えられるが、小規模な避難所では受入れが困難な場合も想定される。
- ・ 受入れが困難な避難所については、混乱を避けるため、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討をするとともに、日頃からペット受入れの可否に関する周知が重要となる（周知については後述）。

（3）ルールの作成（参考例 1）

- ・ 人への危害防止、環境衛生の維持のため、飼い主が行うべきルールを予め作成しておく。

（4）飼い主・住民への啓発・周知（参考例 2）

- ・ ペット受入れが可能な避難所を選定したら、チラシ等でペット飼養者がどの避難所に行けばよいかを周知し、ペット受入れ不可の避難所での混乱を回避する。
- ・ また、避難所でのルールも併せて周知することで、普段から飼い主が準備すべきこと（エサやケージの必要資材等）について啓発する。
- ・ 同行避難も想定した避難訓練の実施により、動物が苦手な人への配慮に関する啓発に加え、ペットを飼っていない人への同行避難の理解が促進される。

【設置例 1】屋内 例) 音楽室等防音設備のある部屋、体育館の倉庫、
(人の出入りが少ない) 裏口の風除室

- 飼養者の居住室をペットスペースの近くに設置する。
- 屋内ではケージを使用した飼養管理を行う。
- 鳴き声や臭い等の問題を考慮して、一般の避難者の居住室はペットスペースから離れた場所に設置する。

【設置例 2】屋外 例) 自転車置き場、(人の出入りが少ない) 裏口の軒下

- 通路、施設の入口等、人通りの多い場所を避ける(動物が興奮するため)。
- 可能であれば水道設備の近くに設置する(飲水や清掃等、適正管理のため)。
- 屋根が無い場合は、木陰の利用やテントの設置を検討する(日照・風雨を避ける)。
- ケージでの飼養管理ができない場合は、鉄棒などの遊具を利用して係留する。
- 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理に注意を要する。

【避難所でのペットの飼育事例(東日本大震災)】

※環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より抜粋



ペット専用係留所で
飼育されている様子
(岩手県)



屋内で飼育している
様子
(岩手県県南地域)



人とペットとの
同居テント
(仙台市)



避難所でのペット収容施設
(郡山市)

第3 避難所でのペットの受入れ（災害発生時）

【受け入れ時の流れ】

- ☐ ペット同行避難者用の受付設置
- ☐ 同行避難ペット登録名簿の作成
- ☐ 飼育管理ルールの説明
- ☐ 所有者明示の実施
- ☐ ペットスペース責任者の選出
- ☐ ペットスペース当番の設置
- ☐ 避難所住民への情報提供

（1）同行避難者の受入れ

- ・ 動物による人への危害を防止するため、一般の人とペット同行者との受付を分ける。
- ・ 飼い主からペットに関する情報を聞き取り、「同行避難ペット登録名簿」（参考例 3）を作成する。
- ・ 同時に、避難所でのペットの飼育管理ルール（参考例 1）を説明する。
- ・ 避難所での迷走に備え、ペットに迷子札等の所有者明示を施させる。
- ・ 状況に応じて、受付業務を先に避難している飼い主に協力要請する。

（2）ペットスペースの運営

- ・ ペットの飼養管理は飼い主の責任で行うことが原則であることから、ペットスペースの運営・管理の責任者を飼い主の中から選出する。
- ・ 各飼養者が協力してペットスペースの適切な運営・管理を行うにあたり、上記責任者は必要に応じて清掃や連絡等について当番を決め、当番表を作成する。
- ・ 飼養管理に必要な物資は飼い主が持参することが原則であるが、長期に渡る避難生活においては他自治体及びボランティア等からの支援も想定されるため、飼育管理に必須な物資（ペットシート、水、動物用医薬品、トイレ用品等）について、ペットスペース責任者のもと受払簿を作成することが望ましい（参考例 4）。
- ・ トラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応する。
- ・ 重大なトラブル、避難所運営に係るトラブルは、避難所責任者等と協議して対応し、対応状況と結果は、その避難所の避難者全体に周知を行う。

（3）避難所住民への情報提供

- ・ 避難者への危害及びペット飼養に係るトラブル防止のため、チラシや回覧板を用い避難所にて情報提供を行う（参考例 5）。

第 4 仮設住宅におけるペットとの同居

環境省は、東日本大震災での経験から、仮設住宅でのペット受入れについて下記のとおり見解を示しています。

東日本大震災では、多くの自治体において仮設住宅でのペットの飼育を可とする方針が示されたものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例も多数みられた。その理由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかった。」「仮設住宅での飼育ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬等）を飼育していた。」等があげられることから、地域の飼育状況に応じた仮設住宅でのペット受入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペット同居の条件とした例や、ペット飼育者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近隣にペット飼育施設を設置した例があった。

鳴き声や糞尿等、仮設住宅において想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、仮設住宅でのペットの飼育ルールを検討する必要がある。

(災害時におけるペットの救護対策ガイドライン)

熊本地震においては、県内の 16 市町村全てが、室内飼いを原則としたペット同伴の入居を認めました。申込時にペット飼育の有無やペットによるアレルギーの有無を確認し、区画を分ける等、入居者の割り振りを工夫している自治体も見られました（参考例 6）。また、熊本県はペット飼育に関する Q&A（仮設住宅に入居された方向け）を公表し、飼育者に対し近隣の住民への配慮を促しています（参考例 7）。

ペットは被災者にとって心の支えとなっていることから、仮設住宅においても避難所と同様にペットの受入れが求められています。今後、熊本地震における具体的な事例等が公表された場合は、随時このマニュアルに反映させ情報提供しますので、仮設住宅でのペット受入れについて、各市町での検討をお願いします。

【仮設住宅における対応事例（東日本大震災）】

※環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より抜粋



飼養者と非飼養者で
居住区域を区分した例
(福島県豊田町)



プレハブ仮設住宅での
飼育の様子
(仙台市)



仮設住宅での
飼育状況
(岩手県)

附則

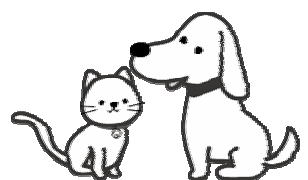
このマニュアルは平成 29 年 3 月 23 日に施行する。

避難所における飼育ルール

動物の存在は、臭い、排泄物、鳴き声などから、
飼い主にとっては気にならないことでも、他の人にはストレスとなります。

あなたのペットが避難所の癒しの存在となれるよう、
ペットを飼っていない人への配慮をお願いします。

- 1 ペットの飼育場所（ペットスペース）は、人の居住場所と分かります。
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手の方もいます。周囲の方に配慮し、ペットスペース以外には連れていけないようにしましょう。
- 2 ペットは決められたペットスペースで飼育しましょう。
ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、避難所責任者の指示に従ってください。
- 3 避難所に同行できるペットは、犬及び猫などの小動物のみです。
人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。
- 4 ペットの飼育管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面のペットフードは、可能な範囲で飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。
- 5 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
 - ・飼育場所全体と周辺区域の清掃・管理
 - ・廃棄物・汚物集積場所の処理
 - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分※必要に応じて、飼育に係る作業・当番を決定しましょう。
※避難所には、持病や負傷するなどしてペットの世話ができない飼い主さんもいます。
ペットが寂しくならないように、協力して管理するようにしましょう。
- 6 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末しましょう。
ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく生活することができます。
- 7 排泄は特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。
- 8 散歩は敷地外、または敷地内の指定された場所で行いましょう。
散歩する際には、リードを短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。
1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- 9 ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。
- 10 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。
避難生活が長引くことは、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげられるようにしましょう。



ペットと避難できる避難所のお知らせです

〇〇市で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることができる避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

※ニホンザルなど、危険な動物（動物愛護管理法で規定されている特定動物など）は受け入れできません。

施設名	所在地
〇〇小学校	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇公民館	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇保健福祉センター	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇中学校	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇出張所	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇会館	〇〇町〇〇—〇〇
〇〇文化センター	〇〇町〇〇—〇〇

これらの避難所でも、ペットと避難するためには、飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。ケージやリード、ペットフードやトイレ用品について、平常時からの確保をお願いします。

また、避難所における飼育ルールについてもあらかじめご確認いただき、ルールの遵守についてご理解をよろしくをお願いします。

— 避難所でのペット飼育の基本的ルール —

- 1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。
住民の居室にペットを持ち込むことはできません。ペットスペース以外での飼養管理は行わないでください。
- 2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。
通常の飼養管理については、飼い主さんの責任で行ってください。
 - ・ペットの餌やり
 - ・ペットの散歩
 - ・飼育場所の清掃や糞尿の処理 等
- 3 トラブルの発生防止に努めてください。
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。
また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。



動物の存在は、臭い、排泄物、鳴き声などから、飼い主にとっては気にならないことでも、他の人にはストレスとなります。あなたのペットが避難所の癒しの存在となれるよう、ペットを飼っていない人への配慮をお願いします。

(参考例3) 同行避難ペット登録名簿

整理 番号	ケージ 番号	避難者の氏名	住所	電話番号	避難所内 居住場所	ペットについて						入所日	退所日	備考
						動物の種類	名前	性別	不妊去勢 措置	体格	毛色			
1						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
2						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
3						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
4						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
5						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
6						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
7						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
8						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
9						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				
10						犬 ・ 猫 ・ その他 ()		オス ・ メス	未 ・ 済	大 ・ 中 ・ 小				

(参考例4) 物資受払簿

整理番号：

物資名：

單位：

[illegible]

〇〇避難所のみなさまへ

この避難所では、下記の場所（ペットスペース）で同行避難してきたペットを飼養しています。

避難所の見取図
(人の居住場所、ペットスペース等)

避難されている皆様へお願いします。

普段と違う飼養環境であるため、ペットもストレスを感じています。

事故防止のため、飼い主さん以外の方がむやみに近づかないようにしてください。

動物に関する相談やトラブルについては、下記のペットスペース責任者及び避難所責任者にお知らせください。

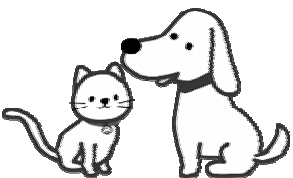
飼い主の方へ

動物の存在は、臭い、排泄物、鳴き声などから、飼い主にとっては気にならないことでも、他の人にはストレスとなります。

避難所は共同生活の場です。周りの人への迷惑を防ぐため、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

あなたのペットが避難所の癒しの存在となれるよう、ペットを飼っていない人への配慮をお願いします。

ペットスペース責任者：
避難所責任者：



応急仮設住宅補充入居申込書

申込み番号
第 号

平成 年 月 日

熊本市長 宛

申込者 現在の居住地 _____

被災時の住所 熊本市 _____

氏名 _____ 印

電話 (____) _____ - _____ (自宅・携帯電話)

本人以外 氏名 _____ 印

電話 (____) _____ - _____ (自宅・携帯番号)

申込人との関係 _____

応急仮設住宅への入居を申込みます。

なお、入居の条件等については、熊本市の指示に従います。

また、この申込書に記載の内容に相違ありません。

【確認事項】

該当する□に、☑と記入し、併せて必要事項を記載してください。

① 平成28年熊本地震時点(平成28年4月14日)において、熊本市に住所を有していた。

□ はい □ いいえ

② 被災した住宅の状況 □全壊

□大規模半壊

※1 □二次被害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない。

※2 □半壊(下記のいずれかにチェック)

□生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない。

□住み続けることが危険な程度の傷みに伴い、自らの住居に居住できない。(修理等により、一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません)

[※2で半壊の住宅が賃貸住宅等の場合は記入]

上記のとおり相違ありません。

(物件所有者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

③ 自らの資力では住居を確保することができない。

□ はい □ いいえ

④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない。

□ はい □ いいえ

⑤ 民間賃貸住宅借り上げ制度を利用していない。

□ はい □ いいえ

⑥ リ災証明書の提出

☐ はい ☐ いいえ

いいえの方の状況

☐ 1次調査中（申請時期 / : 申請場所 ）

☐ 2次調査中（1次調査の結果 ☐大規模半壊 ☐半壊 ☐一部損壊）

※その他、該当する□に、☑と記入し、併せて必要事項を記載してください。

希望する住宅	仮設住宅	
世帯(入居予定)人数	人 ※以下の世帯内訳については可能な限り記載をお願いします。	
小・中学生の有無	☐ 有（小学校名： ） ☐ 有（中学校名： ）	☐ 無 ☐ 無
高齢者の有無	☐ 有（65歳以上74歳未満） ☐ 有（75歳以上）	☐ 無
要援護者の有無	☐ 有（内容： ）	☐ 無
その他特記事項		
車イスの有無	☐ 有	☐ 無
駐車場の使用希望	☐ 1台	☐ 無
ペット飼育の有無	☐ 有(屋内)（ペットの種類： 頭数： ） ☐ 有(屋外)（ペットの種類： 頭数： ） ☐ 無	
ペットによるアレルギーの有無	☐ 有（動物の種類 ）	☐ 無

	氏 名	続柄	年齢	備 考 (要介護、障がい等の特記事項があれば記入してください。)
同居親族		本人		

添付書類 (1) リ災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）

なお、確認事項②の※1に該当の場合は不要です。

(2) 住民票（世帯全員のもの）。

※リ災証明書・住民票共に写し可。

ペット飼育に関するQ & A
(仮設住宅に入居された方向け)

Q 1 これまで外で飼っていたペットを室内で飼うことはできますか？

A 1 大型犬なども室内に入れてみましょう。
意外とうまくいきます。東北でもかなりの
ケースで成功しています。試してみて無理
なら、その時方法を考えましょう。
問題を一人で抱え込まず熊本地震ペット
救護本部にご相談ください。



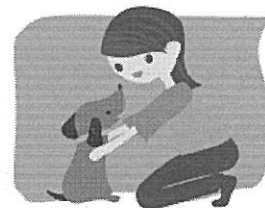
Q 2 仮設住宅でペットを飼うときに健康面で注意することはありますか？

A 2 ペットも慣れない環境で暮らすのですから程度の差こそあれストレス
を受けています。普段からペットをよく観察し異常があるときは動物病院
に相談してください。動物から人に伝染する病気もありますから、かかり
つけの動物病院で定期的に健康診断を受けましょう。

Q 3 ペットの身元表示は必要ですか？

A 3 ペットが逃げ出してしまった場合、仮設住宅など慣れない環境では自
力で戻ってくることは困難です。そのためにはぐれてしまったペットが飼い
主の元に戻れるよう身元表示をつけましょう。ペットに迷子札をつけたり、
マイクロチップというデータベース化した情報から身元検索できるチップ
を皮下に埋め込む方法があります。(マイクロチップの埋め込みは動物病院
での施術が必要です。)

* 犬の場合、狂犬病予防法という法律で、
市町村から交付された鑑札と狂犬病予防
注射済票を犬に装着しなければならない
規定があります。必ず首輪などに着けま
しょう。



Q 4 仮設住宅で近隣の人に迷惑をかけないか心配です。

A 4 仮設住宅ではペットを飼っていない人や動物が苦手な人もいます。このような人たちにも気を配ってペットを飼う必要があります。ペットに関する苦情で多いのが鳴き声などの騒音とペットの発する臭いです。ストレスが多いと鳴く傾向が高まりますので散歩を十分に行ったり、触れ合う時間を多くとってストレスを発散させてあげてください。また臭い対策では、ペットの身体をきれいに保ち、ケージやトイレもこまめに清掃を行いましょう。

Q 5 不妊去勢手術はしたほうがよいですか？

A 5 発情期には雄雌ともに落ち着きがなくなったり、発情期特有の鳴き声を頻繁に発するなど普段とは全く違う行動をします。近隣の迷惑になる恐れがあるばかりでなく、異性を求めて逃げ出す事例も増えます。無事戻ってきたら赤ちゃんが生まれてしまったなどの問題が起きることも。特別な事情がなければ不妊去勢手術を行いましょう。ペットが年をとってかかる病気（精巣がんや子宮蓄膿症など）の予防にもなります。

Q 6 不意な訪問客に犬が飛びかかってしまう恐れがあります。

A 6 このような事例があるとお互いに驚いてしまいますね。悪くするとトラブルの原因にもなります。予防策として、玄関にペットを飼っている旨の張り紙やステッカーを玄関の目立つ所に掲げ、訪問客に注意を促しましょう。また、犬が飛びかからないように、日頃から「待て」や「伏せ」などの基本的な号令に従うようしつけを行ったり、室内に柵を設置したりして犬が飛びかからないようにしてください。万一、飼っている犬が人を咬んでしまったら、保健所に連絡してください。

Q 7 犬の散歩時の注意点について教えてください。

A 7 散歩時は、犬もうれしくて興奮しているので、仮設住宅の敷地内では犬が人を咬んだり、排尿するなどトラブルになる可能性があります。そのため敷地内では犬を抱きかかえる、引き綱を短く持って犬を制御するなど配慮が必要です。またビニール袋と水を入れたペットボトルを携帯し、排便是ビニール袋に入れて持ち帰り、排尿は水で流すようにしましょう。

草むらなどで遊ばせると、ノミやダニをつけてしまうので動物病院で定期的に薬を処方してもらいましょう。犬についたノミやダニは、人にもうつるだけでなく、重篤な病気を引き起こす恐れがあります。

